

履修免除試験問題 法律科目試験

(商 法)

次の(設例)を読んで、問(1)から(3)に答えなさい。

(設例1)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、精密機械を製造販売する非上場の公開会社で、発行済み株式総数1万株のうち3000株を代表取締役社長Aが保有しており、その他の株主としては、Bが最も多く1000株を保有するほかは50名の株主に分散して保有されている状況にある。取締役会は、Aのほか、代表取締役副社長B、取締役C、DおよびEの計5名により構成されている。
2. 甲社は、Aのワンマン経営ではあるが、Aには経営の才があり、良好な業績を挙げてきた。しかし、近年Aが高齢となって市場の変化についてゆけず、Aのアイデアによる新製品の開発が失敗に終わるなどのことがあり、財務内容が悪化してきた。
3. Aは、このような状況下で打開策が必要と考え、経営者の団体で知り合った食品製造機械を製造販売する乙株式会社(以下「乙社」という。)の代表取締役社長Fが高齢で引退するためFが保有する乙社の発行済み株式総数の70%の株式(以下「本件株式」という。)を売却したいと考えていることを知り、甲社が本件株式を買い取り、乙社を子会社とすることが、甲社の経営の多角化のためにも資するに至った。しかし、最近Aの経営に疑問を持つようになっていたBが乙社について調査したところ、乙社は隠しているが、多額の債務を抱えているという確度の高い情報を入手した。
4. Bは、このまま甲社がAの意向どおり乙社の株式を取得すると甲社に大きな損失が生じるおそれがあるので、他の取締役と相談してAを代表取締役から解職することを考えた。

問(1)(配点:30点)

Aを代表取締役から解職するためには会社法上どのような手続によることを要するかについて述べなさい。

(設例2)

(設例1)の事実1~4に続いて、次の事実5があったとする。

5. Bは、Aの代表取締役からの解職の可能性を検討したが、他の取締役の賛同が得られない見込みであったので、正面からAの意向に反対することは断念した。しかし、Bは、Aに対してだけは内々で、乙社には多額の隠し債務があるという情報を知らせ、注意した方がよいと忠告した。Aは、Fは信頼できる人物であるから調査の必要はないとして忠告を聞き入れず、甲社の取締役会決議を経て、甲社を代表してFから本件株式を買い取った。この取締役会決議では、Bを含めて取締役の全員が賛成した。

履修免除試験問題 法律科目試験

(商 法)

---

問(2) (配点: 20点)

甲社がFから本件株式を買い取ることに付いて甲社の取締役会決議が行われたことの会社法上の根拠規定を挙げ、そのような規定が設けられていることの趣旨について述べなさい。

(設例3)

(設例2)の事実5に続いて、次の事実6があったとする。

6. 甲社が本件株式を10億円で取得した後、乙社には多額の隠し債務があることが確認され、乙社は支払不能となり倒産し、乙社株式は無価値となった。さらに、甲社は、乙社がその債権者に対して債務の全額を弁済できるように、3億円の資金を乙社に提供せざるを得なくなり、合計13億円の損失が生じることとなった。

問(3) (配点: 50点)

この甲社の13億円の損失についてのAおよびBの甲社に対する損害賠償責任について述べなさい。